

地域包括ケア推進計画 骨子、施策体系(案)

第1部 計画に関する基本的事項

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで3次にわたり、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、「互助による地域づくり」を広め、市全体が支え合う社会を作っていくための施策を展開してきました。また、8次にわたり、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的にした高齢者保健福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築を含めた高齢者施策もあわせて展開してきたところです。

平成29年度の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられました。

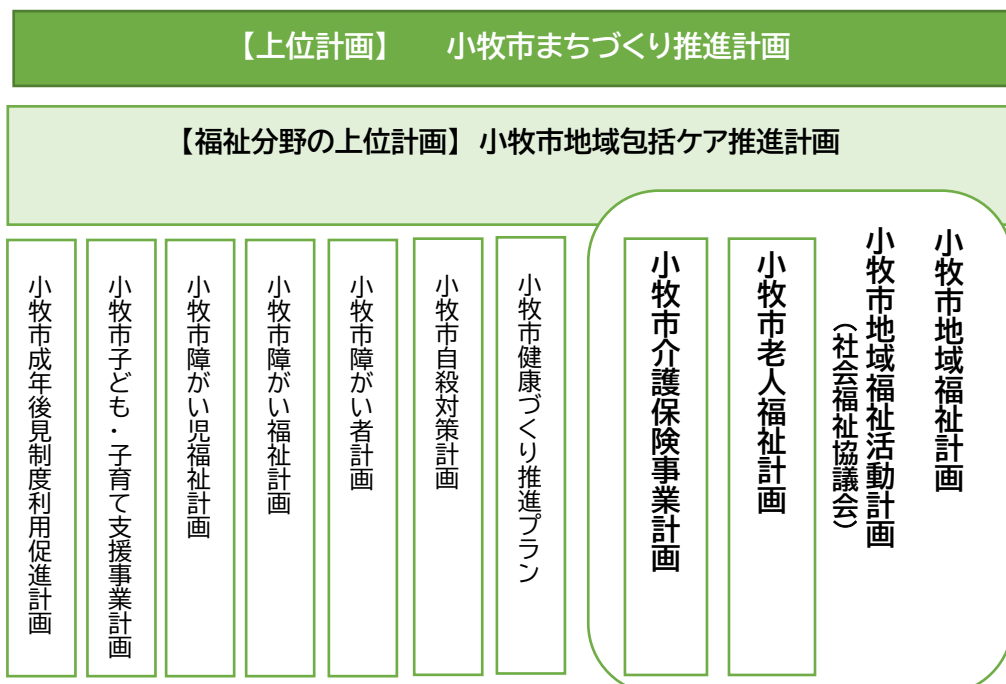
超高齢社会に対応するため、進めてきた地域包括ケアシステムの構築に加えて、地域共生社会の実現に向けた取組みが必要となり、その両方を実現するため、地域福祉計画、地域福祉活動計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画を「地域包括ケア推進計画」として一体的に策定することで、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の構築を包括的、効果的に推進していきます。

2 計画の性格、位置づけ

計画の根拠

- ・社会福祉法第107条
- ・老人福祉法第20条の8
- ・介護保険法第117条

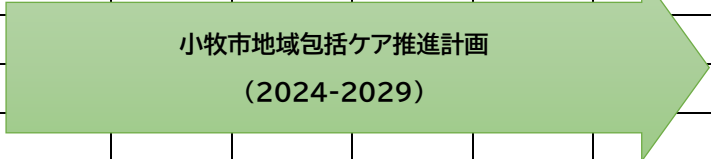
市の他計画との関係



3 計画の期間

令和6年度～令和11年度の6年間

※介護保険事業計画は、第9期事業計画は令和6年度～令和8年度の3年間、第10期は令和9年度～11年度の3年間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
地域包括ケア推進計画								
地域福祉計画								
地域福祉活動計画								
老人福祉計画								
介護保険事業計画								

4 計画の策定体制

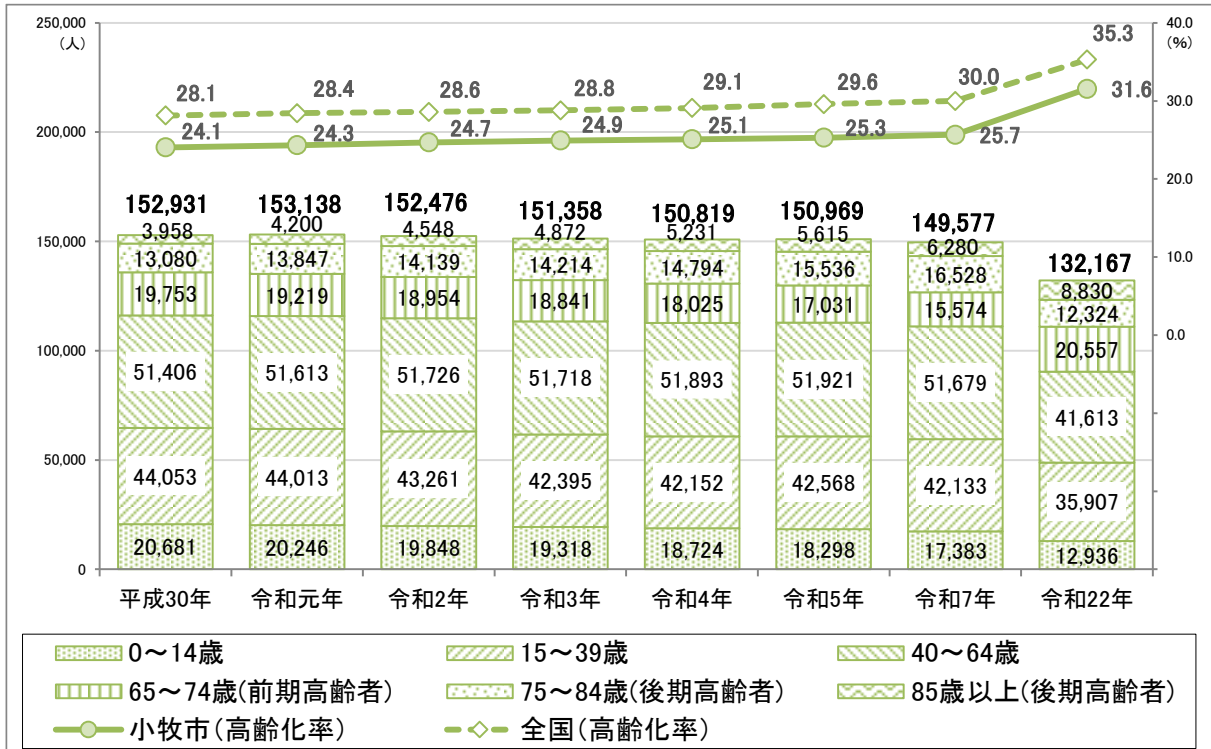
庁内外の策定体制を記載予定

- 計画策定委員会
- 市民意識調査
 - ・ 小・中学生意識調査
 - ・ 市民意識調査
 - ・ 一般高齢者調査
 - ・ 介護保険認定者実態調査
 - ・ 在宅介護実態調査（対面）
- 介護保険事業所調査
- ふくし座談会
- パブリックコメント

(1) 人口の推移

本市の総人口は令和元年をピークに微減傾向にあり、令和4年では150,819人となっています。しかし、今後は、令和22年に向け、少子高齢化により減少することが推計されています。

図表-1 人口の推移



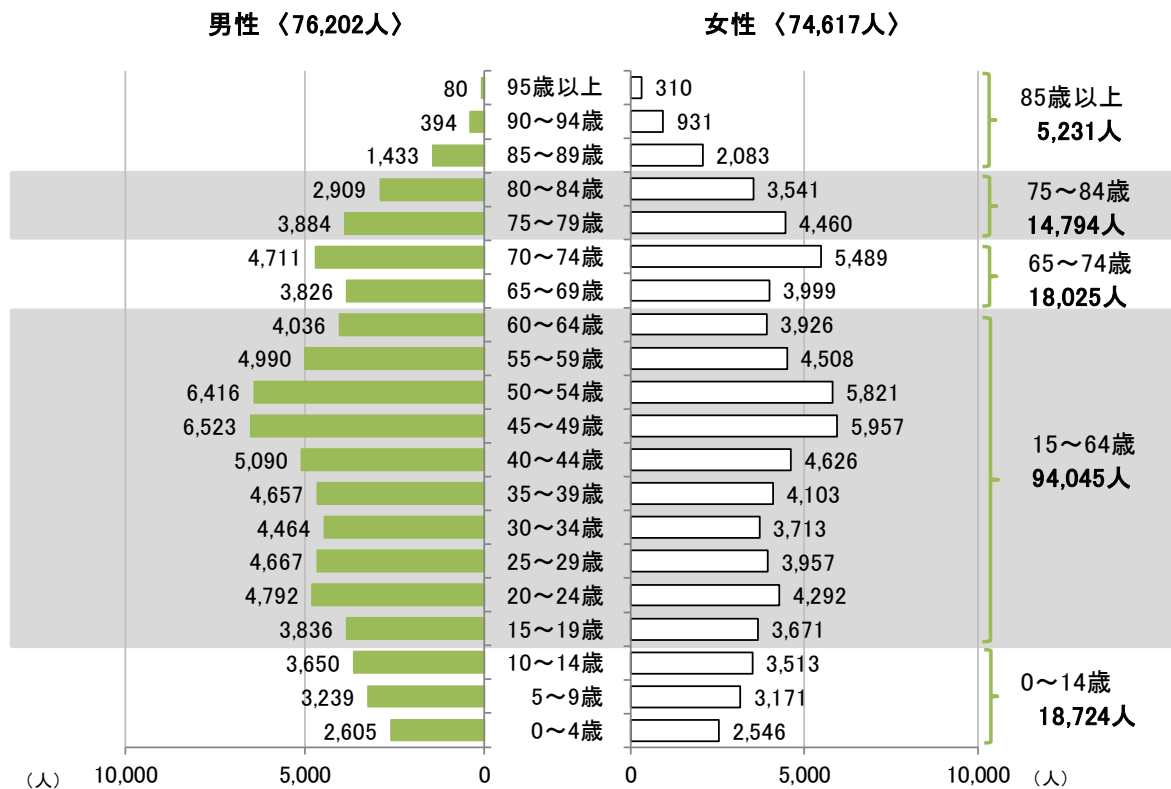
令和5年～22年は、コーホート変化率法による推計値 資料：(実数)住民基本台帳(各年10月1日)
 ※コーホート変化率法とは、性別・年齢別の人口変化率、女性・子ども比、出生時の男女比などを用いて将来の人口を計算する方法

(2)人口構成

本市の人口は、令和4年10月1日現在で、男性76,202人、女性74,617人となっており、男性が女性を上回っています。

0～14歳は18,724人（全人口に対する割合12.4%）、15～64歳は94,045人（全人口に対する割合62.4%）、65歳以上は38,050人（全人口に対する割合25.2%）となっています。特に65歳以上の高齢者人口では、65～74歳が18,025人（全人口に対する割合12.0%）と多くなっています。

図表-2 性別・年齢別人口構成



資料：小牧市「年齢別人口統計表」（令和4年10月1日現在）

(3)一人暮らし高齢者

国勢調査によると、令和2年10月1日現在の本市の65歳以上の一人暮らし高齢者は5,676世帯と一般世帯の約9%となっています。

図表-3 小牧市の一般世帯の内訳

	一般世帯数	核家族世帯	核家族以外の世帯	単独世帯	(再掲) 3世代世帯	(再掲) 65歳以上の 単独世帯
総数	62,568	36,627	4,293	21,072	2,838	5,676
(%)	100.0%	58.5%	6.9%	33.7%	4.5%	9.1%

資料：令和2年国勢調査

※一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。

(4)障がい者の状況

令和5年4月現在、身体障がい者は4,322人（総人口に対する割合2.9%）、知的障がい者は1,301人（総人口に対する割合0.9%）、精神障がい者は1,617人（総人口に対する割合1.1%）となっています。

図表-4 小牧市の障がい者の状況

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
障がい種別の人口	4,322人	1,301人	1,617人
人口に対する割合	2.9%	0.9%	1.1%

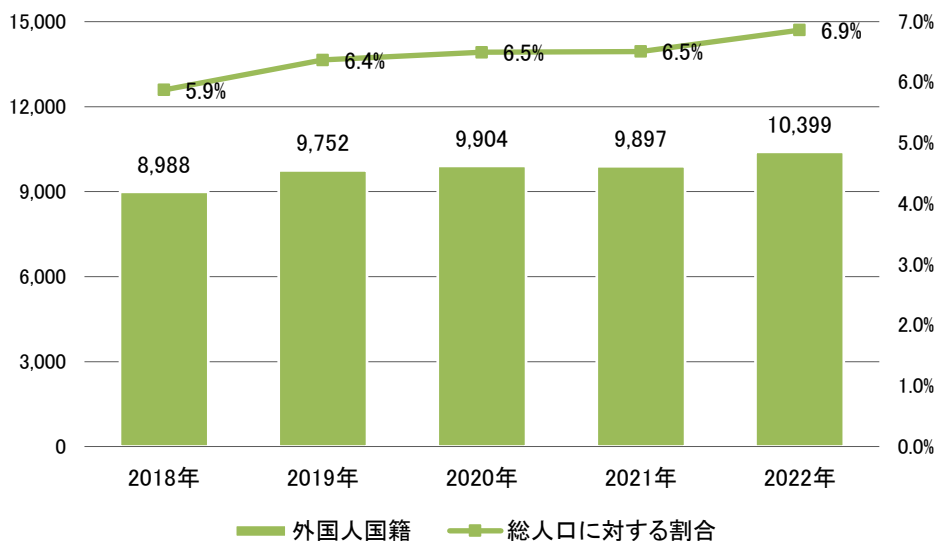
※それぞれの障がい種別にかかる障がい者手帳の所持者数。

(5)外国人国籍の人の状況

令和4年10月現在、外国人国籍の人は10,399人（総人口に対する割合6.9%）となっており、年々外国人国籍の人が増えています。

図表-5 小牧市の外国人国籍の人の状況

外国人籍



資料:小牧市「外国人国籍・地域別人員調査表」(令和5年10月1日現在)

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなが主役 支え合いの輪でつながるまち こまき

誰もが地域の一員として主体的に関わりながら、みんなで支え合いながら、その人らしく暮らし続けることができる地域社会、『地域共生社会』の実現を目指します。

これまでの地域福祉計画や高齢者保健福祉計画で理念にも掲げられていた、「支える人」、「支えられる人」が固定的な関係ではなく、誰もが地域の一員であり、主体的に関わっていくことを期待して『みんなが主役』という言葉で表しました。

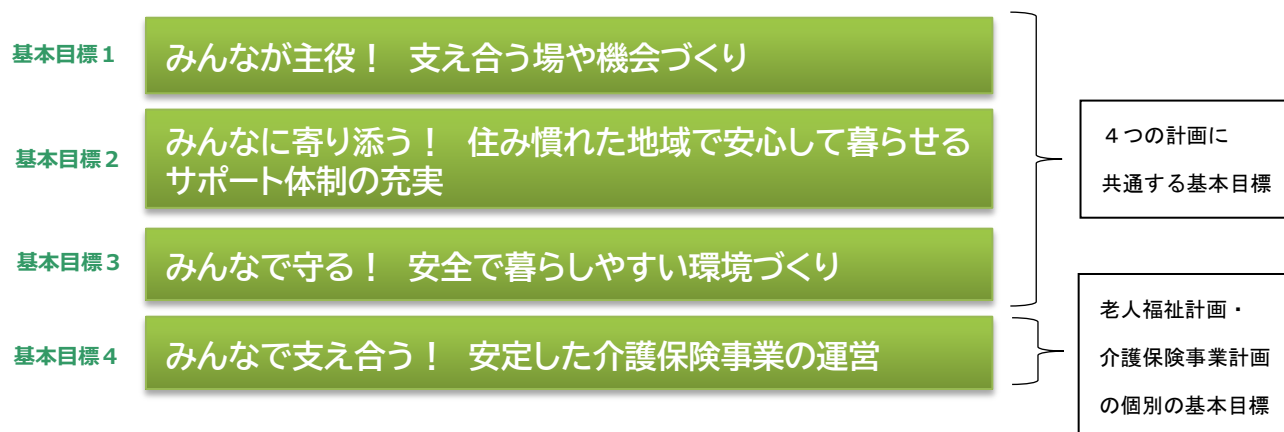
また、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていくためには、自分自身を大切にするとともに周りの人々の人権を尊重できる社会であることが基本となります。自分自身を含め小牧市民の一人ひとりの人権が尊重された暮らしができるよう、市民、事業者、関係機関、行政それぞれが少しずつできることをつなげていくことで、複合的で重層的な様々な取り組みができていくことを期待して『支え合いの輪でつながる』という言葉で表しました。

2 基本的な視点

- ①地域包括ケアシステムの構築
- ②地域共生社会の実現
- ③役割の明確化と協働の推進
- ④SDGs（持続可能な開発目標）の視点

3 4つの計画に共通する基本目標と個別の基本目標

本市においては分野別の計画を策定していますが、基本理念を実現するため、分野に限らない共通の基本目標と個別の基本目標を掲げ、その目標のもと市民や事業者、行政等みんなで取り組んでいきます。



第2部 分野別計画

I 地域福祉分野

第1章 地域福祉計画

◆ 第3次小牧市地域福祉計画の振り返り(外部環境等の変化等(人口など)を含む)

○国の動向

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備【改正社会福祉法(平成 29 年6月公布)】

地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。

重層的支援体制整備事業の創設【改正社会福祉法(令和 2 年 6 月公布)】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」などを実施することとしています。

○市民意識調査からみた現状と課題

■地域の大人の子どもへの関わりの促進(あいさつ運動などの促進)

地域の大人の子どもへの関わりについては、小中学生ともに約9割が「あいさつ程度はしてくれる」、「あいさつしたり、気軽に話しかけたりしてくれる」としています。

市民の近所付き合いの状況は2割弱が比較的親しく付き合っている一方で、約1割が「付き合いはない」としています。

小・中学生の調査の結果、地域の大人があまり声をかけてくれない人は、地域活動への参加意向が低かったり、生活の満足度が低い状況がみられたことから、地域の大人がまずは地域の子どものあいさつをするなど、あいさつ運動などを促進し、子ども達を地域全体で「気にかけている」「見守っている」という意識の醸成を図ることが重要です。

■新たなつながりを含めた地域活動の促進、きっかけづくりとしかけ、マッチングの充実

この1年で何らかの活動や行事に参加した割合は、小学生が81.6%、中学生が60.4%、市民が57.4%、一般高齢者が59.9%でした。具体的な活動としては、小学生は「福祉体験」、中学生は「地域のお祭り」、市民や一般高齢者は「自治会(町内会)の行事」

が最も高くなっています。

やってみたいことやできそうな活動は、小中学生ともに「寄付、募金への協力」、「地域のまつりやイベントの手伝い」、「自然、環境教育、資源ごみのリサイクル」、「地域のごみ拾いなどの環境美化活動」が上位となっています。また、「子育て支援・子どもの世話」も高くなっています。

地域活動を行う際に希望する参加形態としては、小中学生・一般市民とも、自分の都合にあわせて参加できる活動や自由にできる活動などが高くなっています。

幅広い活動への参加意向があったことから、地域の居場所づくりなど、緩やかなつながりができるよう、地域全体で検討を行い、できることから実行につなげていくことが重要です。

また、小中学生や若い世代は、地域活動へ関わりたいとする意志はあるため、参加や関わりのきっかけづくり、マッチングの仕組みの充実が求められます。

■現在の生活の満足度や幸福度の向上

現在の生活の満足度(10点満点)の平均は、小学生が7.6点、中学生が6.7点、市民の現在の幸福度(10点満点)の平均は6.7点でした。

様々な活動を通して、生活の満足度や幸福度を上げていくことが求められます。

■自分自身や他者の人権を尊重する地域社会づくり

自身の人権が守られているか(10点満点)は、小学生の平均が8.0点、中学生が8.1点、周りの人の人権を尊重しているか(10点満点)は、小学生の平均が7.4点、中学生が7.6点でした。

市民の自身の人権が守られているかの平均は6.5点、周りの人の人権を尊重しているかの平均は6.9点でした。

今後も自分自身や他者の人権を尊重できる地域社会づくりを進めていくことが求められます。

○基本目標ごとの現状・課題と今後の方向性

■地域福祉の担い手づくり

- ・コロナ禍の影響もあり、ボランティア登録団体の活動件数は目標値に届いていないものの介護予防リーダー養成研修受講者数や認知症サポーター数は目標値を達成しており、担い手づくりは着実に進んでいます。
- ・今後もボランティア登録団体の活動が続いていくことや活動リーダーやサポーター養成講座などを続けていくほか、団体等に属さず活動したい人も多くいることから、様々な活動・機会を通じて、地域活動への参加者を増やし、活動のすそ野を広げていくことが重要です。

■ネットワークづくり

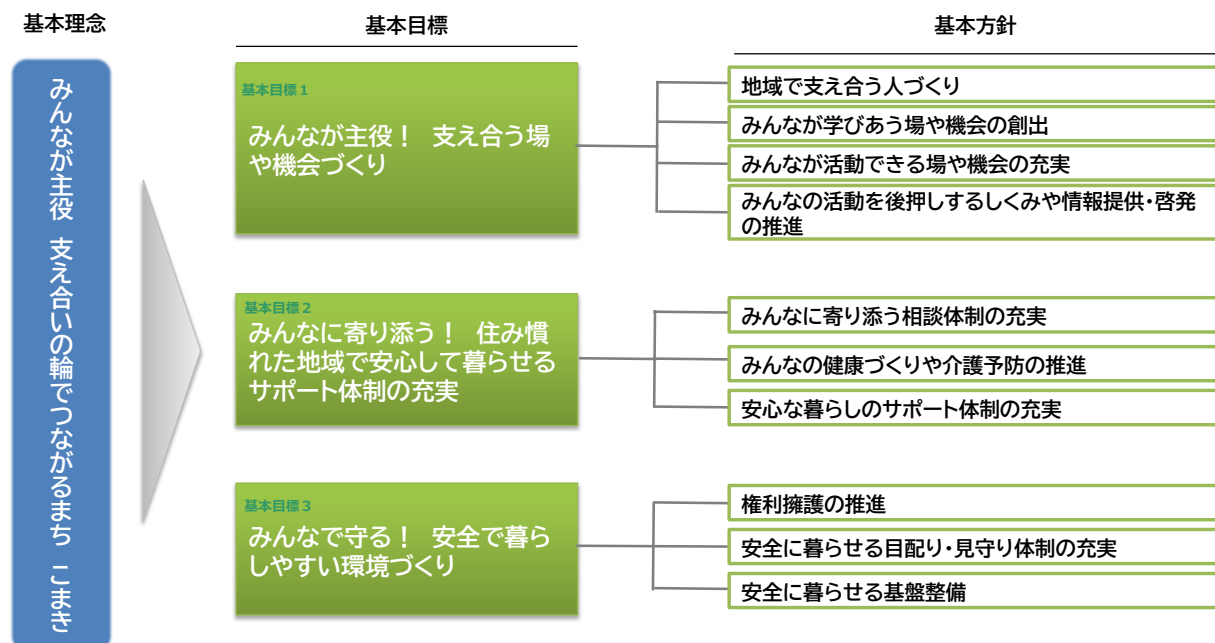
- ・コロナ禍の影響もあり、ふくし座談会やご近所福祉ネットワーク設立数は目標値に届いていません。
- ・地域支え合い推進員設置数や専門職のサロン派遣回数は目標値を上回っています。
- ・コロナ禍後の新たな活動方法なども検討しながら、ふくし座談会などを進め、地域の課題の共有化や住民参加の促進などを進めていくことが期待されます。
- ・ふれあい・いきいきサロンの活動を含め、さまざまな地域活動のつながりを進めていくことで、活動の範囲が広がったり、新たな活動が生まれることも期待できます。

■活動づくり

- ・ふれあい・いきいきサロン、住民主体の居場所数は目標値を上回っています。
- ・災害時避難行動要支援者台帳登録者数・登録率は令和2年度以降大幅に増加しているものの、目標値に届いていませんが、すべての小学校区で防災訓練が実施され、防災意識の醸成につなげています。
- ・現在の地域活動を大切にしながら、市民一人ひとりが少しずつでも地域活動に参加できる活動を増やしていくことが求められます。

これらの現状や課題を踏まえ、地域福祉計画は次のような基本目標、基本方針で進めていきます。

地域福祉計画 体系図



基本目標1 **みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり**

現状・課題

- ・この1年で何らかの活動や地域活動に参加した人の割合は小学生が約8割、中学生以上が6割前後となっています。また、年齢を問わず多くの人が自身の都合にあわせて参加できる活動への希望が高くなっています。
- ・小さいころから、福祉への関心を高め、地域活動への参加を促すため、地域の様々な人との交流を通じて、他者への理解や福祉の心を醸成していくことが重要です。
- ・地域活動への関心や参加意向のある人が多いものの、都合の良い時間に活動したいとする人が多いことから、参加のきっかけの場や気軽に参加できる場・機会を提供していくことが求められます。

施策の方向性

○地域で支え合う人づくり

自分自身や周りの他者の人権を尊重できるようになるため、小さいころから、年齢に応じた教育や多くの人との交流から理解を進めていくことが重要です。そのため、子どもから大人まで、また、障がいの有無に関わらず、国籍も問わず、小牧市に住む誰もが、地域の一員として活動できるよう、学校を中心として年齢に応じた福祉教育の充実を図るとともに、学校以外の場などでも年齢を問わず福祉の心の醸成や地域活動へ理解を深める取り組みを進めます。

(主な既存事業)中学生および高校生福祉体験学習、地域の担い手養成講座、認知症サポーター養成講座、まちかど運動教室(担い手育成)等

○みんなが学びあう場や機会の創出

市内で多く行われている生涯学習の機会などを通して地域のことを知ったり、様々な知識や技術を習得することで、地域活動への参加を促すことにもつながります。また、地域活動が活性化するためにも、地域のことや配慮が必要な人への対応など、基本的なことを知っておくことも重要なため、既存の事業等を含め、様々な場や機会の中での学びの広がりにつなげます。

(主な既存事業)アクティブシニア教室、ゆうゆう学級、大学連携講座、企業連携市民講座、ふくしの出前講座等

○みんなが活動できる場や機会の充実

多くの人が地域活動への参加意向を持っていることから、それぞれの希望に応じた活動ができるよう、市民や事業者と協力をし、地域活動の情報提供や参加者の募集方法などの工夫を図りながら、みんなが活動できる場や機会を増やしていきます。

(主な既存事業)ジュニア奉仕団、ココボラ、地域3あい事業、あいさつ運動、スポーツレクリエーションのつどい等

○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進

市民の様々な希望に応じた活動ができるよう、地域活動をしたい人と参加者を募っている人のマッチングのしくみづくりを進めます。また、現在の地域活動等への参加者へポイント制度などを広げ、参加者を増やすとともに活動の励みになるよう、活性化を図ります。

加えて、市民に地域活動に関する情報が適切に伝わるよう、様々な媒体を通じて提供するとともに、地域活動への参加を促します。

(主な既存事業)ふれあい・いきいきサロン運営・開催支援、ボランティアセンター・ワクティブこまき運営 等

基本目標 2 **みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実**

現状・課題

- ・市民意識調査によると、地域包括支援センターを「知っている」と回答したのは約 26%にとどまっています。また、日常生活の困りごとの相談相手として、家族や知人が多くなっていますが、約 4%の人が相談したいが相談できる相手がいないとしています。様々な相談機関や窓口が設置されていたり、制度やサービスについて情報提供を行っているものの、相談しづらいと考えていたり、必要な情報が届いていない人もいます。
- ・障がいがある人や介護・介助が必要な人も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、様々なサポートが必要です。また、安心して暮らすためにも、困ったときなどに適切に相談できる場があることが求められます。市民一人ひとりに寄り添いながら、必要なサポートを適切に提供できる体制を充実させていくことが重要です。

施策の方向性

○みんなに寄り添う相談体制の充実

各家庭のニーズが多様化していたり、制度をまたいだ対応が必要など、課題が複合化している人が増えています。それぞれの人に寄り添いながら、必要な情報や適切なサービスにつながるよう、関係機関と協働しながら安心できる相談体制の充実を図ります。

また、いつでも誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報提供の工夫も進めます。

(主な既存事業)生活困窮者自立支援相談、地域包括支援センター運営、障がい者相談、家庭児童相談、保健師による家庭訪問、育児相談、市民相談(各種相談業務)、消費生活相談、心配ごと相談 等

○みんなの健康づくりや介護予防の推進

誰もがそれぞれの状態に応じた健康を維持・向上できるよう、まずはそれぞれの健康の状態を知ることが重要です。

また、誰もが気軽に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、地域活動や生涯学習などと連携を図りながら、取り組みを進めます。

(主な既存事業)通いの場のフレイルチェック、健康教室、定期健康相談、訪問指導、健康出前講座、介護予防把握事業 等

○安心な暮らしのサポート体制の充実

市民一人ひとりが、安心して生活が送れるよう、子育て支援サービスや障がいサービス、高齢者サービスなど、必要な人に適切なサービスが届くように、サービスの充実を図ります。

(主な既存事業)配食サービス、緊急通報システム、家族介護支援(GPS) 等

基本目標3 みんなで守る！安全で暮らしやすい環境づくり

現状・課題

- ・自身の人権が守られているかを10点満点で聞いたところ、小学生の平均が8.0点、中学生が8.1点、市民は6.5点でした。
- ・市民一人ひとりがそれぞれの人権が尊重された生活が送れるよう、それぞれの人が権利擁護の意識を醸成していくことが重要です。
- ・また、地域での関係づくりが希薄化する中で安全な暮らしを支えるため、行政だけでなく、事業者や市民などが協力して見守りの体制を整備するとともに、市民一人ひとりが、日常的に周りの人に目配りを行い、安全な地域社会づくりを一層進めることが期待されます。加えて、誰もが安全に暮らせるよう、基本的な社会基盤を整えることが重要です。

施策の方向性

○権利擁護の推進

子どもから高齢者まで、それぞれの人が自分や他者には守られる権利があり、それぞれの権利を尊重することが大切であることを一層認識することで、多くの人が今より暮らしやすい社会を作っていくことができます。そのためにも、それぞれの年齢に応じて、自分や他者の権利について学ぶ機会を設け、市全体で権利擁護の意識の醸成を進めます。

また、子どもの権利については、保護者だけでなく、市民全体が正しく理解す

ることで、地域全体で子どもを守ることもつながります。

(主な既存事業)日常生活自立支援事業、成年後見制度、権利擁護支援センター、虐待対応、防止の啓発 等

○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実

住み慣れた地域で生活をするためには、公的なサービスだけではなく、地域住民の見守りなどが大きな支えとなります。また、地域住民の地域への緩やかな目配りや見守りは地域の防犯にもつながります。そのため、子どもから高齢者までそれぞれの人が無理なく日常的にできることを有機的につなげる目配り・見守り体制を作っていくたり、事業者や行政なども加わり、市全体の見守りの輪づくりを進めます。

(主な既存事業)高齢者等見守りネットワーク、認知症見守りネットワーク、防犯パトロール、通学路パトロール 等

○安全に暮らせる基盤整備

災害発生時にできるだけ被害が最小限に抑えられるよう、日ごろから市民全体が防災・減災の意識を高めておくことが重要です。そのため、防災・減災の備えの情報や訓練の機会を提供するほか、災害時要配慮者についての周知・名簿の登録などが進み、地域全体で手助けが必要な人を支えていけるよう、基盤の整備を進めます。

(主な既存事業)防災訓練、災害時避難行動要支援者台帳を活用した声かけ訓練、こまき安心カプセル配布事業、災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練 等

「地域福祉活動計画」については、
「地域福祉計画」で定められた理念や考え方に基づき、
具体的な活動を規定するものであるため、
「地域福祉計画」の骨子決定後に案を作成する予定

II 高齢者福祉分野

第1章 老人福祉計画

◆ 第8次小牧市高齢者保健福祉計画の振り返り(外部環境等の変化等(人口など)を含む)

○国の動向等

本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることとなります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年(令和22年)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズが高い高齢者が増加する一方、生産年齢人口(15~64歳の人口)が急減することが見込まれています。

○市民意識調査からみた現状と課題

■日常の不安の軽減と現在の生活の満足度の向上

一般高齢者では、認知症に関する相談窓口の認知度は約21%、「地域包括支援センター」の認知度は約34%にとどまっています。一方、現在生活をする上での困りごととしては、半数以上が「ない」としているものの、困りごととしては生活費などの金銭面や住宅の構造など、多岐にわたっていることから、それぞれの困りごとについて、身近なところで気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの認知度を高めていくことが求められます。

現在の生活の満足度(10点満点)の一般高齢者の平均は7.0点となっています。身近な場所等で健康づくりや趣味の活動へ参加できる機会を提供するなど、様々な活動を通して、生活の満足度や幸福度を上げていくことが求められます。

■いつまでも自身の尊厳が守られる環境整備の促進

自身の人権が守られているとする人は約45%。また、「成年後見制度」の認知度は約53%、「尾張北部権利擁護支援センター」の認知度は約5%で前回調査と比較するとおおむね横ばいで推移しています。一方、自身の「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)」について家族と話し合う機会については、「話し合っている(話し合った)」が約10%、「知っているが、話し合っていない」が約26%となっており、認知度を高め、できるだけ自身の意見を尊重した生活を送れる環境づくりを進めていく必要があります。

また、介護保険認定者の半数が高齢者のみの世帯であり、ちょっとした変化で現在の生活を維持することが難しくなる可能性があるため、今後も尊厳を保ちながら生活が継続できるよう、家族・親族等と話し合いを進めておくよう働きかけることが必要です。

■高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられ、介護者の生活が守られるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活をするため、介護保険サービスを含め、適切なサービスが提供されるよう、サービスを充実させる必要があります。主な介護者の多くが、配偶者や子であり、特に、配偶者の場合は老老介護となっているため、介護者の負担をできるだけ軽減できるような支援も必要です。

また、介護が理由で仕事を辞めたり、仕事を続けることが難しいと考えている人もいることから、仕事と介護を両立できる環境づくりや支援を充実させていく必要があります。

○第8次小牧市高齢者保健福祉計画の振り返り

<高齢者の趣味や地域活動等を通じた社会参加や健康づくりの参加促進>

- ・健康づくりや趣味の活動への参加意欲が高い一方で、企画・運営への参加は希望しない人が多いため、身近な場所等で参加できる機会を提供するとともに、誰もができるだけ主体的な関わりができるような仕掛けづくりが必要です。
- ・また、健康に関心のある人は多いものの、特定健診や健康診査の受診率が低かったり、定期的に運動をしている人が増加していないことから、健康づくりに関する正しい知識を提供するためには、他の事業などと合わせて実施したり、ゲーム性を高めたりするなど、楽しんで健康づくりや介護予防などに取り組めるような工夫が求められます。
- ・固定的な活動を望まない高齢者もいるため、他世代の人と同様、隙間時間などに多様な形態で参加できるような活動を増やすことも重要です。
- ・その他、地域の高齢者の日常生活を支えるため、地域住民や事業者など多様な主体によるサービスの提供や、ボランティア活動など、地域への積極的な関わりが期待されます。

<高齢者の尊厳を守るための取り組みの強化>

- ・高齢者が要介護状態となったり、認知症に罹患しても、その人らしく尊厳が守られた生活ができるよう、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」の周知や家族との話し合いを進めたり、認知症に関する相談窓口や「成年後見制度」、「尾張北部権利擁護支援センター」について、さらに周知を図っていくことが求められます。
- ・困りごとについて気軽に相談ができるよう、引き続き、地域包括支援センターを中心に、それぞれの人に寄り添った相談体制の充実や、わかりやすい情報提供を進めることが重要です。

<在宅で生活する要介護者および家族介護者への支援の充実>

- ・要介護者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、引き続き介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に提供していくとともに、家族介護者の負担軽減を図るために、ケアマネジャーを中心としたサポート体制の充実が求められます。

<質の高い介護サービスの維持のための人材養成の強化>

- ・介護人材の確保に苦慮している事業所が多く、新たな人材確保及び採用した人材の研修等への対応が事業所に大きな負担となっている傾向があります。今後も質の高い介護サービスの維持を図るため、介護事業所全体で人材育成のための研修機会の充実など、人材養成の強化を促進できる支援が求められます。
- ・また、介護業界においても、業務の効率化や科学的な根拠に基づくケアの提供のため、ICTの活用や介護ロボットの活用などを進めていくことが求められます。

○国の指針

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ **中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、**地域の実情に応じて介護サービス基盤を**計画的に確保**していく必要
 - ・ **医療・介護双方のニーズを増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要**
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、**訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① **地域共生社会の実現**
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**
- ③ **保険者機能の強化**
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ **介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施**
- ・ **都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。**介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ **介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

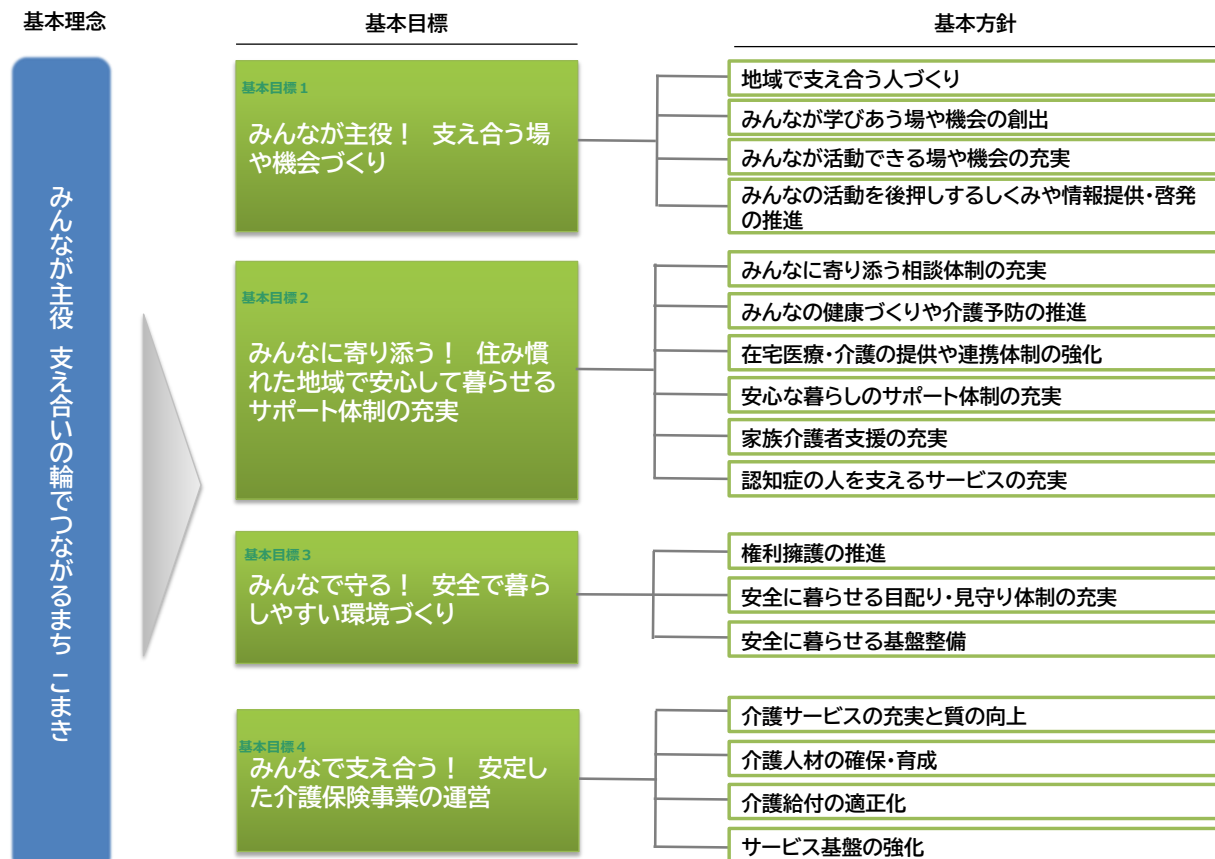
- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組み重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映、国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：厚生労働省「第107回社会保障審議会介護保険部会 資料」

老人福祉計画・介護保険事業計画 体系図



基本目標1 **みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり**

現状・課題

・一般高齢者調査回答者の約6割が地域活動や行事に参加していたり、今後、趣味の活動や地域活動へ参加したいとする人が半数を超えていますが、自ら企画運営など積極的に関わるより、気軽に参加したいとする人が多くなっています。今後も多くの人に趣味の活動や地域活動に参加してもらえるよう、それぞれの負担感を少なくする一方で、少しでも主体的に参加してもらえるよう、それぞれの希望に応じた関わりで参加できる場・機会を提供していくことが求められます。

施策の方向性

○地域で支え合う人づくり

自分自身や周りの他者の人権を尊重し、要介護状態であったり、認知症を患っている人でも、それぞれができる範囲で活動に参加するといった意識の醸成が重要です。現在活動をしていない人も気軽に参加できるように進めていきます。

(主な既存事業)地域課題の解決に向けた各種人材養成講座の開催、認知症サポーター養成講座等

○みんなが学びあう場や機会の創出

生涯学習講座をはじめとして、学びの場に参加する高齢者は多いことから、このような場を通じて地域のことや地域で配慮が必要な人について学んだりすることで、地域活動への参加を促すことにもつながります。また、多世代の交流の場としても活用していくことが期待されます。

(主な既存事業)認知症サポーターステップアップ講座、ゆうゆう学級、ボランティア勉強会、各種市民講座等

○みんなが活動できる場や機会の充実

高齢者がこれまで培ってきた技術や経験を多世代に教えたり、地域での担い手として生活支援を行うなど、高齢者に期待される役割は大きくなっています。そのため、高齢者の活動できる場を増やすとともに、若い人と一緒に活動できる場や機会を増やしていきます。

(主な既存事業)【集う見守り】居場所づくりによる見守り体制の充実、【出向く見守り】住民主体の訪問活動による見守りの充実、地域支えあい活動の推進、地域3あい事業、シルバースポーツ大会、老人クラブ等

○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進

地域活動をしたい人と参加者を募っている人のマッチングのしくみづくりや、現在の地域活動等の参加者へポイント制度などを広げ、参加者を増やすとともに活動の励みになるよう、活性化を図ります。

また、活動の立ち上げや地域活動の活性化を図るため、その場に応じた専門職の派遣などを進めます。

(主な既存事業)広報こまき、社協だより、社協ブログ、SNS、ホームページ 等

基本目標 2 **みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実**

現状・課題

- ・一般高齢者調査によると、地域包括支援センターを「知っている」と回答したのは約 34%にとどまっています。様々な相談機関や窓口が設置されていたり、制度やサービスについて情報提供を行っているものの、相談しづらいと考えていたり、必要な情報が届いていない人もいます。
- ・また、高齢者のみの世帯が半数を超えている中で、必要な時に適切な情報やサービスが行き届きづらくなっている人も増えていると予想されます。また安心して暮らせるよう、誰一人として取りこぼさない重層的な相談体制の構築が求められます。
- ・一方で、介護や医療的ケアが必要な人が地域で生活することが多くなっています。介護や医療的ケアが必要な人が、住み慣れた地域で暮らし続けるため、在宅医療と介護の連携強化が重要です。

施策の方向性

○みんなに寄り添う相談体制の充実

高齢者に寄り添った支援ができるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実を図ります。また、いつでも誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報提供の工夫も進めます。

(主な既存事業)総合相談業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、健康相談 等

○みんなの健康づくりや介護予防の推進

誰もがそれぞれの状態に応じた健康を維持できるよう、まずはそれぞれの健康の状態を知り、誰もが気軽に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、ふれあい・いきいきサロンなどへ専門職の派遣を行います。

(主な既存事業)こまき山体操の普及・活動促進、地域介護予防活動支援事業、フレイル対策、健康いきいきポイント事業、ウォーキングアプリ「alko」、各種検診 等

○在宅医療・介護の提供や連携体制の強化

在宅で生活する高齢者が、自立した生活を送れるよう、医療や介護だけでなく、高齢者の生活を支える様々な職種の人が連携を進めます。

また、在宅での看取りを進めるため、在宅医療や介護に関する知識の普及啓発

を図るとともに、在宅医療・介護サービスの基盤強化を図ります。

(主な既存事業)在宅医療・介護連携サポートセンターの設置、多機関・多職種による研修会の開催、在宅医療・介護連携推進協議会の開催、こまきつながるくん連絡帳、在宅医療に関する啓発・情報提供、在宅医療・介護従事者への在宅医療に関する研修 等

○安心な暮らしのサポート体制の充実

市民一人ひとりが、安心して生活が送れるよう、高齢者サービスなど、必要な人に適切なサービスが届くようサポート体制を充実します。

(主な既存事業)高齢者等健康診断書料助成事業、ひとり暮らし高齢者交流会、配食サービス、緊急通報システム、軽度生活援助サービス、高齢者住宅改修助成事業、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 等

○家族介護者支援の充実

老老介護、ダブルケアなど介護の負担が大きい家族が、抱え込むことがないよう、家族介護者の身体的、精神的、経済的負担軽減となるサービスの充実や、介護者同士での情報交換の場、家族介護者のリフレッシュの場の確保を図ります。

(主な既存事業)家族介護者に向けた講座の開催、ねたきり高齢者等介護者手当、家族介護用品の支給、介護マークの発行 等

○認知症の人を支えるサービスの充実

認知症への正しい理解を進めるため、わかりやすく市民への啓発を進めます。また、認知症の予防と早期発見・適切な対応を進めるため、サービスの充実を図ります。

(主な既存事業)認知症簡易チェックリスト、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェ開催支援、認知症ケアパスの普及・活用、認知症に関する情報提供、認知症高齢者等あんしん補償事業 等

基本目標3 **みんなで守る！ 安全で暮らしやすい環境づくり**

現状・課題

- ・一般高齢者調査によると、自身の人権が守られているとする人は約 45%、成年後見制度の認知度は約 53%ですが、尾張北部権利擁護支援センターの認知度は5%にとどまっています。
- ・誰もがそれぞれの人権が尊重された生活が送れるよう、市民一人ひとりが権利擁護の意識を醸成していくことが重要です。
- ・また、高齢者が安心して在宅等で暮らし続けられるよう、高齢者向け住まいの整備や高齢者が安心して住宅を借りられるような支援体制の充実が求められています。
- ・加えて、高齢者の災害時の減災や防災を進めるため、災害時要配慮者への理解や支援の充実を図ることが重要です。

施策の方向性

○権利擁護の推進

子どもから高齢者まで、それぞれの人が自分や他者には守られる権利があり、それぞれの権利を尊重することが大切であることを認識した上で、認知症や介護への理解を進めることが重要です。また、認知症の正しい理解の促進を図り、認知症の人やその家族への支援を広げます。

(主な既存事業)権利擁護支援センター、わた史ノート、成年後見制度利用支援事業 等

○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実

住み慣れた地域で生活をするためには、公的なサービスだけではなく、地域住民の日常的な見守りや声掛けなどが大きな支えとなります。また、目配りや見守りは誰でも役割が果たせるため、事業者や行政なども加わり、市全体の見守りの輪づくりを進めます。

(主な既存事業)高齢者等見守りネットワーク、認知症見守りネットワーク 等

○安全に暮らせる基盤整備

災害発生時にできるだけ被害が最小限に抑えられるよう、日ごろから市民全体が防災・減災の意識を高めておくことが重要です。そのため、防災・減災の備えの情報や訓練の機会を提供するほか、災害時要配慮者の名簿の登録を進め、地域全体で支援していく体制をつくります。

(主な既存事業)災害時避難行動要支援者支援事業、ふくし座談会、三世代同居・近居住宅支援事業 等

第2章 介護保険事業計画

基本目標 4 **みんなで支え合う！ 安定した介護保険事業の運営**

高齢者人口は令和24年(2042年)頃まで一貫して増え続け、特に介護ニーズが高い85歳以上人口が急速に増加する一方で、生産年齢人口(15～64歳人口)が急減することが見込まれています。安定した介護保険制度を維持していくために、サービス基盤の確保や介護人材の確保・育成に向けた取り組みが必要です。

基本方針と具体的な取組

○介護サービスの充実と質の向上

居宅サービス

地域密着型サービス

施設サービス

介護サービス相談員派遣事業

介護サービス事業所への助言・指導

介護支援専門員支援事業(ケアマネ研修)

介護職員支援事業(介護職員現任者研修)

○介護人材の確保・育成

介護展の開催(介護の仕事相談ブース)

介護に関する入門的研修の実施

介護支援専門員支援事業(ケアマネ研修・研修費補助制度などの費用面からの支援)

介護職員支援事業(介護職員現任者研修)

○介護給付の適正化

要介護認定の適正化

ケアプランの点検

住宅改修、福祉用具購入貸与の点検

医療情報との突合・縦覧点検

介護給付費通知

○サービス基盤の強化

介護サービス相談員派遣事業

介護サービス事業所への助言・指導

サービス事業者連絡会による事業者同士の連携、情報提供・共有

ICTや介護ロボットの活用の促進(補助金)

災害や感染症対策

◎介護保険事業費の見込みと介護保険料

- (1)保険料算定の手順
- (2)介護サービス等の利用者数及び利用量の推計
- (3)施設整備計画
- (4)介護保険給付費等の推計
- (5)第1号被保険者の保険料